

2019年 10月16日 第833号 JR東海労新幹線関西地方本部 http://www.geocities.jp/jrcu\_kansai/ 発行責任者 畑野 浩孝 編集責任者 西 三喜夫

## 新幹線、計画運休!問題点は山積みか?

東海道新幹線は台風19号の接近に伴い、10月12日に計画運休の実施を行うことを明らかにしました。その時、職場では何が起こっていたのでしょうか? 分かっているだけでも、11日出勤の他所で泊となる乗務員に対して、2泊となることが通告されました。12日の日勤行路の乗務員に対しては、前日に年休の慫慂の電話が掛かってきています。あくまでも慫慂ですが、心ならずも年休に応じた乗務員もいると聞いています。12日の泊行路の乗務員に対しては、出勤時刻の変更が伝えられました。計画運休の実施に伴う問題点はまだまだあると思われますが、特に出先地で2泊することになった乗務員の負担は並大抵ではなかったことと思われます。大井、日比津、三島で果たして食事や休養の体制が取られていたのでしょうか? 2泊となることが分かっているのですから、相応の体制がとられてしかるべきではないでしょうか? ところが伝え聞くところによれば、2泊目については、「労働外時間です」と言われた乗務員がいると聞いています。「勤務の取扱いは、まだ決まっていない」と言われた乗務員もいるそうです。

## 会社はなぜ労働外時間に、こだわるのか?

就業規則では、災害時等の勤務について、以下のように記載されています。

第93条 災害時等に、業務又は待機を命じた時間は、乗務員勤務の労働時間とする。

2 災害時等に、行き先地又は途中において暦日を超えて帰着不能となり、乗務又は便乗しなかった場合で、業務又は待機を命じた時間が1日基準労働時間に満たなかった場合は、1日基準労働時間を勤務したものとする。

乗務員勤務の根本は、「ノーワーク、ノーペイ」とされています。労働外時間を通告することは、業務でも待機でもない、つまりノーペイであることを意味しています。今回のケースは業務も待機も発生しないことが、ハッキリしているのだから、労働外時間として指定しても構わないという考えがあるのではないでしょうか? しかし誰もすき好んで、2泊しているのではないでしょう。私たちは2泊が会社の業務を遂行している過程で発生していることが明白である以上、会社が責任をもって対処しなければならないと考えます。まさか本当に、労働外時間とすることを考えているのかどうか、現時点では分かっていませんが、不安を与えるような発言は問題ではないでしょうか? 会社は「2泊となりますが、何も心配は入りません、会社は出来うることをやる準備をしています」そう言って、送り出すべきではないでしょうか?